

令和4年度地域診療情報連携推進費補助金 (電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業) 【よくあるご質問について】

Q1

HPKI発行費用のための補助金の目的は何ですか。

A1

令和4年度地域診療情報連携推進費補助金(電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業)は、HPKI^(注)認証局である公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)、公益社団法人日本薬剤師会(以下「日本薬剤師会」という。)及び一般財団法人医療情報システム開発センター(以下「MEDIS」という。)が電子処方箋に必要な電子署名を行うためのHPKIについて普及事業を実施することにより、電子処方箋導入促進に資することを目的としています。

(注)「Healthcare Public Key Infrastructure」の略称。保健医療福祉分野の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師など)保有情報を含んだICカード等を指す。

Q2

HPKIカード発行費用の補助はいくら受けることができますか。

A2

以下のHPKI認証局にHPKIカード^(注1)発行申請し、本来は、下表の『補助適用前発行費用』をお支払いいただくところですが、『補助額』を差し引いた『補助適用後発行費用』を認証局にお支払い^(注2)いただくことにより、HPKIカード発行費用の補助としています。

また、HPKIカード発行申請のための手続、必要書類等は下記のHPKI認証局のURLをご参照ください。

(注1)このQ & AにおけるHPKIカードとは、電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書の双方を指します。

(注2)事業開始後、各HPKI認証局の準備が整い次第、『補助額』を差し引いた『補助適用後費用』が各HPKI認証局より申請者に請求されます。

また、令和4年10月28日以降にHPKI発行申請がHPKI認証局において受理され、かつ発行費用を補助適用前発行費用で支払を完了し、事業開始後に電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書の交付を受けた場合の取扱については、現在、調整中です。

<各認証局発行費用>

認証局	区分	補助適用前発行費用 (税込)	補助額 (税込)	補助適用後発行費用 (税込)
日本医師会	—	5,500円	2,750円	2,750円
日本薬剤師会	会員	19,800円	5,500円	14,300円
	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人 医療情報システム開発センター	—	26,950円	5,500円	21,450円

<HPKI認証局>

(日本医師会電子認証センター)

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

(日本薬剤師会認証局)

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html>

(一般財団法人医療情報システム開発センター)

https://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html

Q3

いつから補助を受けることができますか。

A3

令和4年10月28日(「物価克服・経済再生実現のための総合経済対策」閣議決定)から令和5年3月31日までにHPKI認証局において受理された医師等^(注)からのHPKI発行申請が補助対象になります。

(注)オンライン資格確認の導入に向けて顔認証付きカードリーダーの申込みが完了した施設に所属する医師等

Q4

補助金の適用を受ける場合、HPKI認証局への発行申請の際に特別な手続はありますか。

A4

厚生労働省において、医師等が行うHPKIカード発行申請にあたっての特別な手続は定めていません。HPKI認証局が定める方法に基づき、手続を行ってください。

Q5

HPKI認証局に申請した後、HPKI認証局からは何が交付されますか。

A5

電子処方箋に必要な電子署名が可能なICカード及びカードレスに対応したセカンド証明書が交付されます。ただし、大量申請が予想されるため、いずれか一方が先行して交付される可能性があります。

Q6

厚生労働省から補助金を直接受け取ることはできませんか。

A6

A2のとおり、定められた補助額を差し引いた補助適用後発行費用をHPKI認証局にお支払いいただくこととしています。この方法によるHPKIカード発行費用の補助を行うことから、補助金を直接受け取ることはできません。

Q7

HPKI認証局へHPKIカード発行申請書を郵送する場合の郵送代は補助対象になりますか。

A7

補助対象は、HPKIカード発行費用のみです。

Q8

一度、交付を受けたHPKIカードについて破損等により、再発行申請をした場合、再度、補助対象になりますか。

A8

A3の期間中に複数回、申請した場合は最初の申請分のみが補助対象になります。

Q9

施設単位でHPKI認証局に申請は可能ですか。

A9

申請書の作成は医師・歯科医師・薬剤師個人が実施することになりますが、施設内の医師や歯科医師、薬剤師のそれぞれが作成した申請を施設がとりまとめ、それぞれの職種に対応するHPKI認証局に同一の梱包で郵送するといったことは可能となります。

HPKI認証局において手順がありますので、ご連絡の際にとりまとめた郵送である旨伝達しつつ、手続を進めてください。受け取り方法・場所についても、HPKI認証局とご調整ください。